

令和 7 年度

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金

補 助 要 領

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

松戸市 経済振興部 商工振興課

目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について	．．．．． P. 1
2. 補助対象事業者について	．．．．． P. 2
3. 補助対象経費及び補助金額等について	．．．．． P. 2
4. 補助期間について	．．．．． P. 3
5. 手続きの流れ・申請方法について	．．．．． P. 4
6. 提出書類等の様式について	．．．．． P. 8

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

松戸駅周辺の本市中心市街地における空き店舗に商業施設の入居を促進し、集客力向上による賑わいの創出を図ることで、本市中心市街地の商業活性化に資することを目的としています。

(2) 補助対象事業

市内の対象区域にある空き店舗に、対象業種の店舗を新規に整備して事業を開始する場合を対象とします。この補助金における「対象区域」、「空き店舗」、「対象業種」の定義は次のとおりです。

【対象区域】

松戸市松戸、本町、根本、小根本のいずれかに該当する住所地のうち、用途地域が「商業地域」である区域。

【空き店舗】

賃貸借できる状況でありながら、3ヶ月以上賃貸借されていない店舗¹又は事務所¹。

【対象業種】

小売業、飲食業、サービス業

- ※サービス業は日本産業分類における「洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）」を主とし、個人客が直接来店する業種の事業であること。
- ※大規模小売店舗内に店舗する場合は、対象から除外します。
- ※営業時間が深夜から未明に及ぶ場合などは、補助対象外になる可能性があります。

ただし、次のいずれかの事業が行われる店舗に該当しないもの。

- ・暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業。
- ・宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業。
- ・公序良俗に反する等、市長が不適当と認める事業。

¹ 前の入居者の賃貸借契約終了日から3ヶ月以上経過している店舗又は事務所。新築の建物で前の入居者がいない場合には、当該建物の竣工の日から3ヶ月以上経過している店舗又は事務所であること。

2. 補助対象事業者について

補助対象事業を行う個人又は法人その他の団体であって、次の要件を満たす場合を対象とします。

- ・松戸市内にある最寄りの商店会に入会し、補助期間終了後においても商店会に在籍すること。
- ・出店する空き店舗（又は事務所）において、営業開始日から起算して3年間（原則として週5日以上、かつ、1日5時間以上）営業を継続すること。
- ・市内で営業している店舗から当該空き店舗（又は事務所）への移転でないこと。
※市内で営業している店舗に加え、新たに出店する場合は対象となりえます。この場合には、今まであった店舗（以下「既存店舗」）についても、補助の対象期間中は、原則として週5日以上、かつ、1日5時間以上、営業を継続する必要があります。また、既存店舗は、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱別表第1に定める業種の店舗として営業し、上記営業時間内は従業員が1人以上常勤しなければなりません。
- ・当該空き店舗（又は事務所）の賃貸人及び店舗改装工事施工業者と生計を一にする者又は3親等以内の者でないこと。
- ・市税（市外に住所を有する個人・法人その他の団体の場合は「市区町村税」）を滞納していないこと。

3. 補助対象経費及び補助金額等について

補助対象経費、補助金額、補助上限額は以下のとおりです。

補助対象経費	補助金額	補助上限額
対象施設の改修費 （市内工事業者に発注した「営業開始前」 に実施した工事費用を補助対象とする。 備品・什器等の購入費は除く。）	補助対象経費の 1／4以内の額	50万円 ※初年度のみ
対象施設の賃借料 （敷金、礼金、保証金、管理費、共益費 その他これらに類する費用を除く。）	補助対象経費の 1／4以内の額	1か月につき 7万円

※改修費 … 補助対象である工事は、市担当者により完了検査が必須となります。
初年度に限り、補助対象経費に含めることができます。

※賃借料 … 営業開始日が月途中である場合は、補助対象期間の開始月及び終了月における補助額は日割りで積算するものとします。

4. 補助期間について

対象施設の営業開始日から起算して1年間を補助期間とします。

※補助期間は、補助金額の満額を当該期間内全ての年度に渡って受けられることを保障するものではありません。

また、申請は年度ごとに行うものとし、2年度目の申請にあたっては、各年度において、上記2. の補助要件を満たしていることが、補助金交付の条件となります。

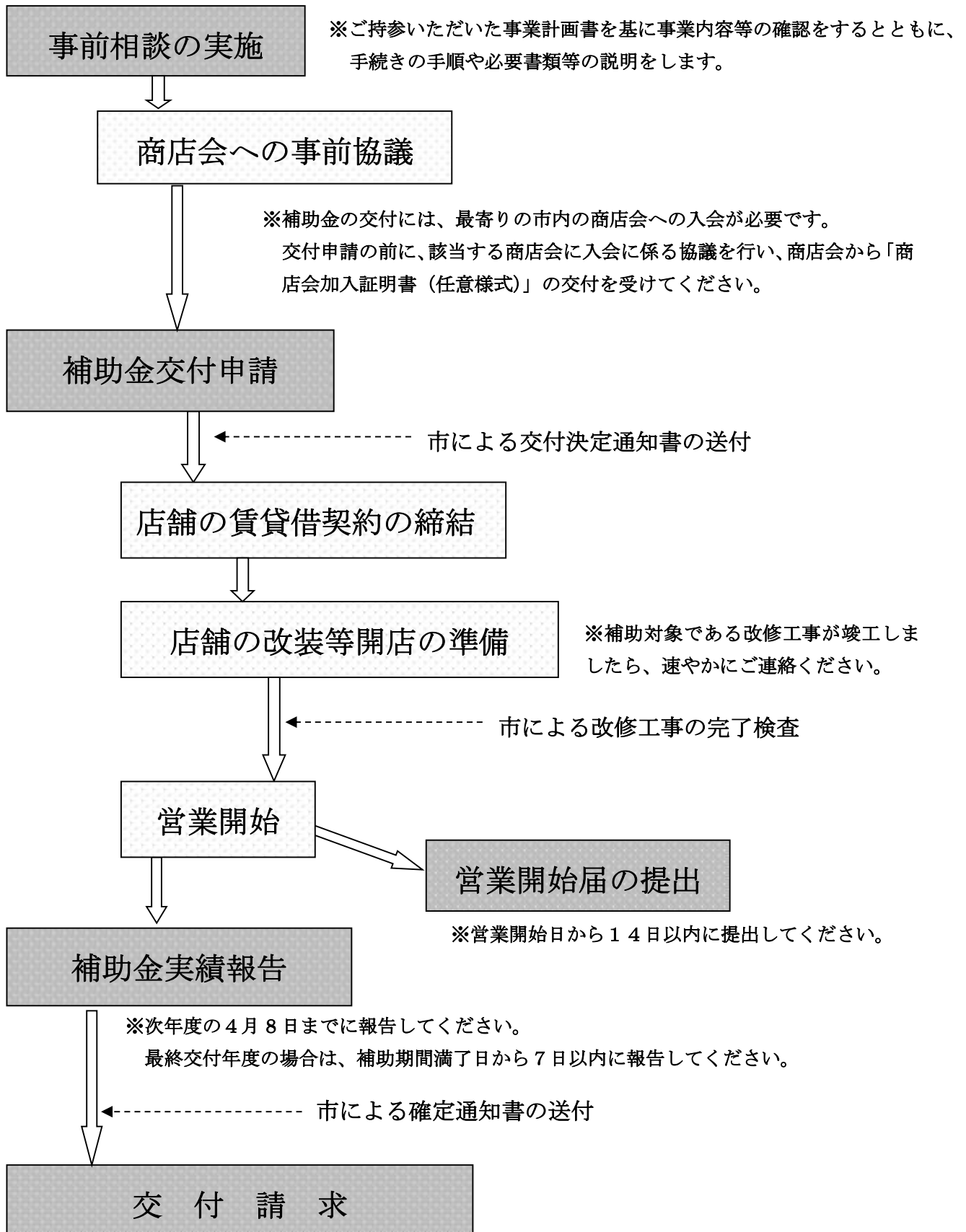
5. 対象店舗について

共同住宅に出店する場合は下記をすべて満たす必要があります。

- ・ 1階又は2階
 - ・ 共同住宅内にすでに設置されている店舗であること
- ※住居として使用できる形態の物件は、対象外です。

6. 手続きの流れ・申請方法について

～ 手続きの流れ ～



～ 申請方法について ～

(1) 事前相談

本補助金の交付を希望する方は、事前に市役所商工振興課まで相談にお越しください。

なお、相談にあたっては、営業開始から起算して3年程度の事業計画書（任意様式）をお持ちの上、事業内容等のご説明をお願いいたします。

(2) 交付の申請

事前相談後、以下の書類を対象施設の賃貸借契約締結前に市役所商工振興課へ提出してください。市は提出された交付申請書類を確認し、本補助金の交付条件に沿っているか等について審査を行い、交付の可否を通知します。

※年度内に交付申請を行い、営業開始が翌年度になることは出来ません。

【提出書類】

《所定様式》

- ☐ 交付申請書（第1号様式） ☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 ☐ 賃貸借状況証明書
☐ 賃貸人及び店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書 ☐ 補助条件等自己申告書

《改修費を補助対象とする事業者のみ》

- ☐ 改修前の店舗写真 ☐ 改修に係る見積書の写し（市内2者以上の施工業者）
☐ （最低価格の施工業者以外に発注する場合）理由書
☐ 店舗内レイアウト案

※改修工事費が見積金額から変更になる場合は、商工振興課までご一報ください。

《その他》

- ☐ 最新の市区町村税の納税証明書 ☐ 債権者登録申出書 ☐ 通帳の写し
☐ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
☐ 店舗物件の情報（住所や位置、賃借料、間取りなど）がわかる書類
☐ 商店会加入証明書
☐ （法人のみ）商業・法人登記 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内。写し可）
☐ その他市長が必要と認める書類

(3) 改修工事の完了報告

補助対象の改修工事が竣工したら、電話またはメールにて完了報告をしてください。

その後、市の担当者による完了検査を実施しますので、検査当日は立ち合いをお願いします。

(4) 営業開始届

営業開始日から14日以内に以下の書類を添付して市役所商工振興課まで提出してください。

【提出書類】

- ☐ 営業開始届（所定様式）
- ☐ 店舗の様子がわかる写真（外観・内観それぞれの様子がわかる写真5枚程度）
- ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 店舗レイアウトがわかる図面など
- ☐ 国、県等からの許認可関係書類（例：飲食店であれば、食品営業許可証）
- ☐ （法人のみ）法人設立等届出書（納税者控用）

(5) 実績報告

補助金の交付の決定を受けた方は、申請年度の補助期間終了日以降、次年度の4月8日までに実績の報告を行ってください。ただし、補助金の最終交付年度である場合は、補助期間満了日から1週間以内に報告を行うこととします。

実績報告は、以下の書類を市役所商工振興課まで提出してください。

【提出書類】

《所定様式》

- ☐ 実績報告書（第5号様式） ☐ 事業収支決算書 ☐ 賃借料支払証明書—☐ 交付請求書

《改修費を補助対象とする事業者 ※初年度のみ》

- ☐ 改修工事費の請求書 ☐ 改修工事費の領収証 ☐ 工事完了届の写し
- ☐ 店舗内レイアウト図 ☐ 改修工事に係る工事請負契約書の写し

《その他》

- ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 商店会に入会したことが確認できる書類（例：商店会会員名簿）
- ☐ 納税証明書 ☐ 国、県等からの許認可関係書類（例：飲食店であれば、食品営業許可証）
- ☐ （法人のみ）法人設立等届出書（納税者控用）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

(6) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本補助要領による様式を必ず使用するとともに、用紙の大きさはA4版で統一してください（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません）。
- ② 交付申請書類や実績報告書類を提出していただいた後に、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(7) 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、松戸市補助金等交付規則及び松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱の規定を遵守していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、営業開始日から起算して3年を経過する日まで、当該事業を継続しなければなりません。継続できない場合は、補助金を返還していただくことになります。ただし、事

業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りではありません。（市内における２店舗目以降の出店について補助金の交付を受ける場合には、既存店舗についても、補助対象期間中は、原則として週５日以上、かつ、１日５時間以上、営業を継続する必要があります。また、既存店舗は、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱別表第１に定める業種の店舗として営業し、上記営業時間中は従業員が１人以上常勤しなければなりません。）

- ③ 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部もしくは一部を取り消し、既に交付した補助金については、その全部もしくは一部を返還していただくことになります。

- ・市税を滞納したとき。
- ・営業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- ・その他、市長が補助措置を講じたことが不適当と認めるとき。

（８）その他

- ① 補助金の支払いは、補助金実績報告書の提出後、市が額を確定した後の精算払いとなります。
- ② 本補助金は、市や他の機関が助成する他の制度（当該補助事業以外の補助金等）と内容が重複した交付の申請は認められませんのでご注意ください。内容が重複しない他の補助制度との併用を妨げるものではありません。
- ③ インターネットの利用

本補助要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/syoukougyou/cyuushin-akitenpo.html

書類の様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

- ④ 提出いただいた書類の取扱いについて

本制度では、提出いただいた書類の取り扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

7. 提出書類等の様式について

- (1) 松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付申請書【第1号様式】
- (2) 事業計画書【第1号様式 添付書類】
- (3) 収支予算書【第1号様式 添付書類】
- (4) 賃貸借状況証明書【第1号様式 添付書類】
- (5) 賃貸人及び店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書【第1号様式 添付書類】
- (6) 補助条件等自己申告書【第1号様式 添付書類】
- (7) 営業開始届【別紙1】
- (8) 松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金実績報告書【第5号様式】
- (9) 事業収支決算書【第5号様式 添付書類】
- (10) 賃借料支払証明書【別紙2】
- (11) 松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付請求書【第7号様式】

第1号様式

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 店舗の名称
- 3 店舗の所在地・電話番号
- 4 賃貸借契約期間 年 月 日から 年 月 日まで (予定)
- 5 本年度の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで (予定)
- 6 営業開始日 年 月 日
- 7 所属商店会名 (予定)
- 8 添付書類

事業計画書

1 補助事業者の概要

(1) 住所（法人にあっては、本社又は主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 資本金（法人のみ記入）

(4) 設立年月日（法人のみ記入）

(5) 従業員数

正社員 人・正社員以外 人（ 年 月 日現在）

(6) 主な事業内容

(7) 主な店舗の名称及び所在地

※松戸市内に店舗がある場合は、全ての店舗について記入してください。

(8) 本補助事業における手続きの担当者・連絡先

2 補助事業内容

(1) 店舗の名称

(2) 店舗の所在地・電話番号

(3) 店舗の概要

ア 業種（小売業、飲食業、サービス業のいずれかに○をしてください。）

小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業

イ 当該店舗における事業内容

ウ 当該店舗の営業時間及び定休日

エ 建物の概要

階建

（内当該店舗の階数・店舗部分の面積 階 m²）

貸主名：

第1号様式 添付書類（新規事業者）

収支予算書

申請年度における当該店舗の運営に係る収支予算

《対象期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日》

ア 支出

項目	店舗の運営に係る経費	備考
A 改修費	円	改修工事の見積合計金額を記入してください
B 店舗賃借料	円	月額賃料（税込）（ 円） ×（ ヶ月分） ※補助対象期間によっては、日割計算となります
C その他	円	■人件費 円 （正社員 名・正社員以外 名分） ■仕入費 円 ■その他 円
D 合計（A+B+C）	円	

イ 収入

項目	金額	備考
E 本補助金	改修費補助 円 賃借料補助 円 合計 円	ア 支出の「A 改修費」と「B 店舗賃借料」のそれぞれ4分の1の金額を記入し、合計金額を算出してください ※ただし、以下の補助上限額の範囲内 改修費補助 50万円 賃借料補助 7万円/月
F 自己負担 （売上を含む）	円	ア 支出の「D 合計」から イ 収入の「E 本補助金」を差し引いた金額
G 合計（E+F）	円	ア 支出の「D 合計」と同額

第1号様式 添付書類（継続事業者）

収支予算書

申請年度における当該店舗の運営に係る収支予算

《対象期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日》

ア 支出

項目	店舗の運営に係る経費	備考
A 店舗賃借料	円	月額賃料（税込）（ 円） ×（ ヶ月分） ※補助対象期間によっては、日割計算となります
B その他	円	■人件費 円 （正社員 名・正社員以外 名分） ■仕入費 円 ■その他 円
C 合計（A+B）	円	

イ 収入

項目	金額	備考
D 本補助金	円	ア 支出の「A 店舗賃借料」の4分の1の金額 ※ただし、以下の補助上限額の範囲内 賃借料補助 7万円/月
E 自己負担 （売上を含む）	円	ア 支出の「C 合計」から イ 収入の「D 本補助金」を差し引いた金額
F 合計（E+F）	円	ア 支出の「C 合計」と同額

賃貸借状況証明書

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

印

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金の交付申請に当たり、下記賃貸物件に係る賃貸借状況の証明を願います。

1. 賃貸物件

物件名称：_____

所在地：松戸市_____

前賃借人の利用状況：_____

2. 賃貸借されていない期間 _____年_____月_____日から

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

賃貸人及び店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金の交付申請に当たり、私は、下記賃借物件における賃貸人及び当該物件への新規出店に際し改装工事を行う施工業者と生計を一にしておらず、また、その者と3親等以内の関係にないことを誓約します。

<賃借物件>

物件名称：

所在地：松戸市

<賃貸人>

住所：

名称：

代表者氏名：

<施工業者>

住所：

名称：

代表者氏名：

補助条件等に関する誓約書【新規事業者】

◆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて□にチェックしてください。

① 補助対象者及び条件

- ☐ 補助対象区域（松戸市松戸、本町、根本及び小根本のうち用途地域が商業地域）内の事業です。
- ☐ 本事業は、市内で既に営業している店舗の移転ではありません。
- ☐ 私（当社）は市区町村税の滞納はありません。
（市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人その他の団体 … 松戸市税
上記以外の者又は法人その他の団体 … 所在する市区町村税）
- ☐ 暴力団もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者は、運営に関与していません。
- ☐ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者は、運営に関与していません。
- ☐ 宗教活動又は政治活動を目的としている事業ではありません。
- ☐ 公序良俗に反する事業ではありません。
- ☐ 1週間に5日以上かつ1日5時間以上営業します。（市内2店舗目以降の出店の場合には、今まであった店舗（以下「既存店舗」）についても1週間に5日以上かつ1日5時間以上営業します。
また、既存店舗は松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金補助要綱別表第1に定める業種の店舗として営業し、上記営業時間中は、従業員が1人以上常勤します。）
- ☐ 営業開始日から起算して3年を経過する日までに閉店又は移転した場合、補助金を返金します。
（市内2店舗目以降の出店の場合には、今まであった店舗についても補助対象期間中は営業を継続し、当該期間中に閉店又は移転した場合には、補助金を返金します。）
- ☐ 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市へ報告します。
- ☐ 当補助金と内容が重複する他の補助金との併用はしません。
- ☐ 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。
- ☐ 街のにぎわいの向上に資する市の施策並びに商店会等の取組に協力するよう努めます。
- ☐ 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。

② 改修費

- ☐ 補助対象経費となる改修費については、住居部分を除く改装工事に係る費用です。
- ☐ 見積りは2以上の施工業者から取り、原則として最低価格の業者と工事契約を締結します。
- ☐ 最低価格の業者以外と工事契約を締結する場合、その理由書を提出します。
- ☐ 見積施工業者は市内業者です。
- ☐ 工事にとまなう、関係法令（建築基準法、消防法等）を確認し、違反はありません。

③ 添付書類

- ☐ 補助金交付申請書（第1号様式） ☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書
- ☐ 賃貸借状況証明書 ☐ 賃貸人及び店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書
- ☐ 市区町村民税の納税証明書
- ☐ 店舗物件の情報（住所や位置、賃料、間取り等）がわかる書類
- ☐ 改修前の店舗の写真 ☐ 改修に係る見積書の写し（2以上の施工業者）
- ☐ 最寄の商店会に加入している又は加入予定であることを明らかにする書類
- ☐ （法人のみ）商業・法人登記 履歴事項全部証明書（発行から3ヵ月以内。写し可。）

上記記載事項に誤りがないことを誓約いたします。

名 称

代表者氏名

印

補助条件等に関する誓約書【継続事業者】

◆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものについて□にチェックしてください。

① 補助対象者及び条件

- ☐ 補助対象区域（松戸市松戸、本町、根本及び小根本のうち用途地域が商業地域）内の事業です。
- ☐ 本事業は、市内で既に営業している店舗の移転ではありません。
- ☐ 私（当社）は市区町村税の滞納はありません。
（市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人その他の団体 … 松戸市税
上記以外の者又は法人その他の団体 … 所在する市区町村税）
- ☐ 暴力団もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者は、運営に関与していません。
- ☐ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者は、運営に関与していません。
- ☐ 宗教活動又は政治活動を目的としている事業ではありません。
- ☐ 公序良俗に反する事業ではありません。
- ☐ 1 週間に 5 日以上かつ 1 日 5 時間以上営業します。（市内 2 店舗目以降の出店の場合には、今まであった店舗（以下「既存店舗」）についても 1 週間に 5 日以上かつ 1 日 5 時間以上営業します。また、既存店舗は松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金補助要綱別表第 1 に定める業種の店舗として営業し、上記営業時間中は、従業員が 1 人以上常勤します。）
- ☐ 営業開始日から起算して 3 年を経過する日までに閉店又は移転した場合、補助金を返金します。
（市内 2 店舗目以降の出店の場合には、今まであった店舗についても補助対象期間中は営業を継続し、当該期間中に閉店又は移転した場合には、補助金を返金します。）
- ☐ 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市へ報告します。
- ☐ 当補助金と内容が重複する他の補助金との併用はしていません。
- ☐ 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。
- ☐ 街のにぎわいの向上に資する市の施策並びに商店会等の取組に協力するよう努めます。
- ☐ 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。

③ 添付書類

- ☐ 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 市区町村民税の納税証明書
- ☐ 最寄の商店会に加入していることを明らかにする書類
- ☐ （法人のみ）商業・法人登記 履歴事項全部証明書（発行から 3 ヶ月以内。写し可。）

上記記載事項に誤りがないことを誓約いたします。

名 称

代表者氏名 _____ 印

営業開始届

令和 年 月 日

(宛先) 松戸市長

届出者 住 所
 名 称
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号 で補助金交付決定のあった松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金の事業に係る店舗の営業を開始したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 営業開始日 年 月 日
- 4 添付書類

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 店舗の名称

2 店舗の所在地・電話番号

3 賃借料の額 円

4 改修費の額（初年度のみ） 円

5 交付決定額 円

6 本年度の賃借料の補助期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 添付書類

事業収支決算書

申請年度における当該店舗の運営に係る収支決算

《対象期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日》

ア 支出

項目	店舗の運営に係る経費	備考
A 改修費	円	改修工事の総額を記入
B 店舗賃借料	円	月額賃料（税込）（ 円） ×（ ヶ月分） ※補助対象期間によっては、日割計算となります
C その他	円	■人件費 円 （正社員 名・正社員以外 名分） ■仕入費 円 ■その他 円
D 合計（A+B+C）	円	

イ 収入

項目	金額	備考
E 本補助金	改修費補助 _____円 賃借料補助 _____円 合計 _____円	ア 支出の「A 改修費」と「B 店舗賃借料」のそれぞれ4分の1の金額を記入し、合計金額を算出してください ※ただし、以下の補助上限額の範囲内 改修費補助 50万円 賃借料補助 7万円/月
F 自己負担 （売上を含む）	円	ア 支出の「D 合計」から イ 収入の「E 本補助金」を差し引いた金額
G 合計（E+F）	円	ア 支出の「D 合計」と同額

第5号様式 添付書類（継続事業者）

事業収支決算書

申請年度における当該店舗の運営に係る収支決算

《対象期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日》

ア 支出

項目	店舗の運営に係る経費	備考
A 店舗賃借料	円	月額賃料（税込）（ 円） ×（ ヶ月分） ※補助対象期間によっては、日割計算
B その他	円	■人件費 円 （正社員 名・正社員以外 名分） ■仕入費 円 ■その他 円
C 合計（A+B）	円	

イ 収入

項目	金額	備考
D 本補助金	円	ア 支出の「A 店舗賃借料」の4分の1の金額 ※ただし、以下の補助上限額の範囲内 賃借料補助 7万円/月
E 自己負担 （売上を含む）	円	ア 支出の「C 合計」から イ 収入の「D 本補助金」を差し引いた金額
F 合計（E+F）	円	ア 支出の「C 合計」と同額

賃借料支払証明書

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

印

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、賃借料の支払状況の証明を願います。

1. 賃貸物件

物件名称： _____

所在地： 松戸市 _____

2. 証明期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3. 証明金額 _____ 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

印

松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先) 松戸市長

	住	所	
申請者	名	称	
	代表者氏名		印

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金について、松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

○松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱

制定 平成26年松戸市告示第115号
改正 平成30年松戸市告示第200号
改正 令和 2年松戸市告示第 26号
改正 令和 3年松戸市告示第78号
改正 令和 3年松戸市告示第267号
改正 令和 5年松戸市告示第92号
改正 令和 7年松戸市告示第87号

(趣旨)

第1条 市長は、松戸駅周辺中心市街地における空き店舗への入居を促進し、集客力向上による賑わいの創出を図ることで、松戸駅周辺中心市街地の商業活性化に資するため、空き店舗に出店する者に対し、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 松戸駅周辺中心市街地 松戸市松戸、本町、根本及び小根本のうち用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号に規定する用途地域をいう。）が商業地域である区域をいう。
- (2) 空き店舗 店舗として賃貸借できる状況であるにもかかわらず、3月以上賃貸借されていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2号に規定する大規模小売店舗内のものを除き、共同住宅にあつては1階又は2階にあるものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は法人その他の団体とする。

- (1) 松戸駅周辺中心市街地における空き店舗に別表第1に定める業種の施設を新規に出店し、営業すること又は前年度においてこの要綱に基づく補助金の交付を受け、引き続き当該施設を出店し、営業していること。
- (2) 空き店舗への新規出店に当たっては、市内で営業している店舗からの移転ではないこと。
- (3) 市内の商店会に加入している、又は加入予定であること。
- (4) 空き店舗の賃貸人又は新規出店に必要な外装、内装及び設備工事を施工する市内事業者と生計を一にする者又は3親等以内の親族ではないこと。
- (5) 市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する個人若しくは法人その他の団体にあつては市税を、市外に住所を有する者（市内に事業所を有する者を除く。）又は市外に事業所を有する法人その他の団体（市内に事業所を有する法人その他の団体を除く。）にあつてはその所在する市区町村の税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

第5条 削除

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、第3号の書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市区町村税納税証明書
- (4) 市内の商店会に加入している、又は加入予定であることを明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 営業開始日から起算して3年を経過する日まで、原則として週5日以上かつ1日5時間以上、対象施設の営業を行うこと。ただし、当該営業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(承継)

第9条 合併、譲渡、分割その他の理由により補助事業者の事業を承継した場合において、当該対象施設での事業が継続される場合に限り、補助金の交付を受ける地位を承継することができる。

2 前項の規定により、その地位を承継する場合には、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金事業承継申請書(第3号様式)に、補助事業者の事業を承継したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、これを承認したときは、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金事業承継承認通知書(第4号様式)により、新たに補助事業者となった

者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業収支決算書
- （2） 賃貸借契約書の写し
- （3） 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第11条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金確定通知書（第6号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（平成30年度及び平成31年度に交付する補助金の特例措置）

- 2 平成29年度の補助金の交付を受けた者に交付する平成30年度及び平成31年度に交付する補助金は、この告示による改正後の松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱の規定にかかわらず、この告示による改正前の松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年度及び令和3年度に交付する補助金の特例措置）

- 2 平成30年度の補助金の交付を受けた者に交付する令和2年度に交付する補助金並びに令和元年度の補助金の交付を受けた者に交付する令和2年度及び令和3年度に交付する補助金は、この告示による改正後の松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱の規定にかかわらず、この告

示による改正前の松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金交付要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(令和3年度に交付する補助金の特例措置)
- 2 令和元年度の補助金の交付を受けた者に交付する令和3年度に交付する補助金及び令和2年度の補助金の交付を受けた者に交付する令和3年度に交付する補助金は、この告示による改正後の要綱の規定にかかわらず、この告示による改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
(令和5年度に交付する補助金の特例措置)
- 2 令和4年度の補助金の交付を受けた者に対する令和5年度の補助金は、この告示による改正後の要綱の規定にかかわらず、この告示による改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

対象業種
小売業、飲食業、サービス業その他市長がその都度定める業種

備考 この表に掲げる業種であっても、次の各号のいずれかに掲げる事業が行われる場合は補助対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業

の許可又は届出を要する事業

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

(5) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業

別表第2

補助対象経費	補助金額	補助金の限度額
営業開始から1年以内における対象施設の賃借料 (敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。)	補助対象経費の4分の1 以内の額	一月当たり7万円
対象施設の営業開始日の属する年度における店舗 改修費(新規出店するために必要な外装、内装及び 設備工事(市内事業者による施工に限る。)に係 る経費を含み、備品の購入費を除く。)	補助対象経費の4分の1 以内の額	50万円

(様式略)

本補助金に関する受付及びお問い合わせ先

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

松戸市 経済振興部 商工振興課

TEL:047-711-6377（直通） FAX:047-366-1550

E-mail:mcsyoukou@city.matsudo.chiba.jp